

高齢者が使える財産管理制度

入居者の中には、自らの財産を様々な形で管理している場合があり、又は、適切な財産管理の方法がとられておらず、いざという時に困ることがあります。

これらの制度は、一定の範囲で、訴訟手続等の公的な手続において

例えば、財産の処分

等に関する判断能力が低下している場合には、法定後見等の家庭裁判所を通じた制度を活用して、財産管理を親族等の第三者に任せ

介護施設を
取り巻く
法律問題の今

力が低下した時に備えて、あらかじめ財産管理等を任せる方を指定した任意後見契約を締結しておけば、判断能力が低下した時に裁判より、自らが指定して

でも後見人が法定代理人として対応することができると、財産管理を適切に行うことができます。また、判断能力が低下していない状況でも

財産管理委任、民事信託など

判断能力低下せずとも利用可能

利用できる方法として、財産管理委任契約というものがあります。これは、任意後見契約とあわせて締結されることが多いのですが、判断能力が低下しておらずとも、財産管理を親族等に委託し、財産管理をある程度任せてしまうという方法です。任意後見契約とあわせて行う場合、判断能力が低下した時に備えた事前準備という意味もあります。自分自身の財産を整理することに役立つ、後日生じる相続のために、遺産の範囲を可能な限り明確にしておくことで紛争の予防にも資することがあります。

た財産の管理方法があります。信託とは、元の所有者が委託者、財産管理を任される者を受託者、特定の財産から生じる利益を取得する受益者という三者間の関係を契約により整備しておく制度です。

高年齢者の財産管理については、様々なメニューが用意されていますが、入居者にとってどんな制度を利用することが良いのか判断が難しいこともあります。専門家と相談のうえ、入居者に適切な方法を活用して欲しいと思います。

◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆

◆ ◆ ◆



永 勲

弁護士法人アヴァンセリー
ガルグループ執行役員
企業法務事業部長

【プロフィール】

不動産、企業法務関連の法律業務、財産管理、相続をはじめとする介護事業、高齢者関連法務が得意分野。介護業界、不動産業界でのトラブル対応とその予防策についてセミナーや執筆も多数。